

令和3年度 居宅介護支援 集団指導 「居宅介護支援に関する令和3年度改正事項について」

◎根拠法令は、厚生労働省ホームページ内、「令和3年度介護報酬改定について」記載の省令、告示及び通知等をご覧ください。

令和3年度介護報酬改定における改定事項について		概要	主な根拠法令等	備考	
1	1(1)①	感染症対策の強化	委員会の開催、指針の整備、 研修の実施、訓練の実施	居宅支援基準 第21条の2 居宅支援基準について 第2 3 (16) Q&A Vol.7 問1	令和6年3月31日まで経過措置期間あり
2	1(1)②	業務継続に向けた取組の強化	業務継続に向けた計画等の策定、 研修の実施、訓練の実施等	居宅支援基準 第19条の2 居宅支援基準について 第2 3 (14) Q&A Vol.7 問1 業務継続ガイドライン等について	令和6年3月31日まで経過措置期間あり
3	2(1)②	認知症に係る取組の情報公表の推進	研修の受講状況等、認知症に係る取組状況について、介護サービス情報公表制度で公表	「介護サービス情報の公表」制度の施行について (平18老振発0331007)	
4	2(2)①	看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の内容に沿った取組を追加。	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」 (厚生労働省)	
5	2(4)⑦	退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進	退院・退所加算のカンファレンスの要件に、福祉用具貸与が見込まれる場合、必要に応じ福祉用具専門相談員等の参加を追加。	居宅算定留意事項 第3 14 (3) Q&A Vol.3 問120	
6	2(6)①	質の高いマネジメントの推進 (特定事業所加算の見直し等)	特定事業所加算の見直し	居宅支援算定基準 別表 ハ 居宅算定留意事項 第3 11 (3) Q&A Vol.3 問113～114	

令和3年度介護報酬改定における改定事項について		概要	主な根拠法令等	備考
7	2(6)①		訪問介護等のサービス利用割合等の利用者等への説明等。	居宅支援基準 第4条第2項 居宅支援基準について 第2 3 (2) Q&A Vol.3 問111～112
8	2(6)②	逡減制の見直し	ICTの活用又は事務職員の配置を行う事業者について居宅介護支援費Ⅱの適用を45件以上の部分とする。	居宅支援算定基準 別表 イ 注2 居宅算定留意事項 第3 7(2)～(4) Q&A Vol.3 問115～117
9	2(6)③	医療機関との情報連携の強化	医療機関での診察に介護支援専門員が同席し医師等と情報連携した場合の通院時情報連携加算を新設。	居宅支援算定基準 別表 ト 注 居宅算定留意事項 第3 15 Q&A Vol.3 問118
10	2(6)④	看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価	看取り期にケアマネジメント業務を行ったが、死亡によりサービス利用ない場合でも居宅介護支援費算定可。	居宅算定留意事項 第3 5 Q&A Vol.3 問119
11	2(6)⑤	介護予防支援の充実（予防のみ）	介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する初回に限り委託連携加算を新設。	予防支援算定基準 別表 ハ 注
12	2(7)⑤	特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保	特別地域加算等の見直し。	新宿区は対象外
13	3(2)①	CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進	居宅介護支援を提供するに当たり介護保険等関連情報等を活用	居宅支援基準 第1条の2第6項 居宅支援基準について 第2 3 (1)

令和3年度介護報酬改定における改定事項について		概要	主な根拠法令等	備考
14	4(1)⑥	人員配置基準における両立支援への配慮	育児・介護休業等取得時における常勤や常勤換算方法の計算や配置の特例	居宅支援基準について 第2 2 (3) ① Q&A Vol.1 問1
15	4(1)⑦	ハラスメント対策の強化	ハラスメントを防止するための方針の明確化等。	居宅支援基準 第19条第4項 居宅支援基準について 第2 3 (13) ④
16	4(2)④	会議や多職種連携におけるICTの活用	運営基準や加算要件等の各種会議（サービス担当者会議等）について、テレビ電話等の活用。	居宅支援基準 第13条9号等 居宅支援基準について 第2 3 (8) ⑨
17	4(3)①	利用者への説明・同意等に係る見直し	ケアプランや重要事項説明書等の利用者等への説明・同意について電磁的記録による方法等	居宅支援基準 第31条第2項 居宅支援基準について 第2 5 (2)
18	4(3)②	員数の記載や変更届出の明確化	運営規程や重要事項説明書の員数の記載方法等。	居宅支援基準について 第2 3 (12) ①
19	4(3)③	記録の保存等に係る見直し	記録の保存、交付等における電磁的な対応。	居宅支援基準 第31条第1項 居宅支援基準について 第2 5 (1)(2)
20	4(3)④	運営規程等の掲示に係る見直し	運営規程等の重要事項について、掲示に替え閲覧可能なファイル等で備えおくことも可。	居宅支援基準 第22条第2項 居宅支援基準について 第2 3 (17)

令和3年度介護報酬改定における改定事項について		概要	主な根拠法令等	備考	
21	5(1)⑪	生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプランの検証	生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプランの区への届出の頻度は、1年後。	居宅支援基準について 第2 3 (8) ⑲	
22			区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護が大部分を占めるケアプランの区への届出		居宅支援基準 第18条の3 居宅支援基準について 第2 3 (8) ⑳
23	5(1)⑫	サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保	サ高住に居住する区分支給限度基準額の利用割合が高い利用者のケアプランについての検証等		
24	5(2)②	居宅介護支援における（看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止	（看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止	居宅支援算定基準	
25	6②	高齢者虐待防止の推進	委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置等	居宅支援基準 第27条の2等 居宅支援基準について 第2 3 (22) Q&A Vol.3 問1及び Vol.7 問1	令和6年3月31日まで経過措置期間あり
26	6④	地域区分	地域区分の見直し		新宿区は見直し対象外
		管理者の要件	主任介護支援専門員要件の経過措置の延長	居宅支援基準について 第2 2 (2)	

「居宅支援基準」＝平成11年3月31日厚労省令第38号「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」

「居宅支援基準について」＝平成11年7月29日老企第22号「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準について」

「居宅支援算定基準」＝平成12年2月10日厚生省告示第20号「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」

「居宅算定留意事項」＝平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

「予防支援算定基準」＝平成18年3月14日厚生省告示第129号「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」

「Q&A Vol.1」＝「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和3年3月19日）」

「Q&A Vol.3」＝「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）（令和3年3月26日）」

「Q&A Vol.7」＝「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.7）（令和3年4月21日）」

業務継続ガイドライン等について＝介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について（老高発1214第1号、老認発1214第1号、老老発1214第1号）